

法人名 **愛媛県住宅供給公社**

所管部(局)課 **土木部 建築住宅課**

1 法人の概要

平成26年7月1日現在

代表者名	理事長 田村 弘文	ホームページURL	なし	
所在地	松山市一番町4丁目4-2	電話番号	089-941-2750	
基本財産・資本金	10,000 千円	設立年月日	昭和28年 6月 1日	
主な出資者	出資者名		出資額(千円)	出資比率(%)
	愛媛県		10,000	100.0
				0.0
				0.0
				0.0
設立目的	住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。			
設立の経緯及び経過	昭和28年 6月 1日 財団法人愛媛県住宅協会 設立(民法第34条) 昭和40年11月15日 愛媛県住宅供給公社 設立(地方住宅供給公社法付則第3項による組織変更)			
主な事業内容	平成17年度をもって分譲事業から撤退しており、現在は既分譲住宅に係る瑕疵担保責任の履行、既分譲団地内に残る公社名義の非分譲資産の移管などの残務事業を行なっている。		管理受託施設(指定管理者施設を含む)	

2 主要事業の概要

主要事業名	事業内容	売上高(株式会社のみ) 事業費(株式会社以外) (単位:千円)						H24→H25 増減率(%)
		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	
								0.0
								0.0
								0.0
								0.0
								0.0

3 事業執行状況を示す主な活動指標(法人に応じて主な活動指標を記載すること。)

(施設名)	(項目)	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H24→H25 増減率(%)
								0.0
								0.0
								0.0

指標に関する特記事項

4 組織の状況

(各年度3月31日現在の人員)

区分	年度	H23年度					H24年度					H25年度					増減数 (前年度比)	左記の増減理由	
		合計	ブ ロ ち パ ー	う ち 県 職 員 ( 派 遣 )	う ち 県 職 員 ( 兼 務 )	う ち 県 職 員 ( 兼 務 )	合 計	ブ ロ ち パ ー	う ち 県 職 員 ( 派 遣 )	う ち 県 職 員 ( 兼 務 )	う ち 県 職 員 ( 兼 務 )	合 計	ブ ロ ち パ ー	う ち 県 職 員 ( 派 遣 )	う ち 県 職 員 ( 兼 務 )	う ち 県 職 員 ( 兼 務 )			
役員	役員	7	0	0	7	0	7	0	0	7	0	7	0	0	7	0	0	0	
	常勤役員	7	0	0	7	0	7	0	0	7	0	7	0	0	7	0	0	0	
	非常勤役員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
職員	職員	5	0	0	5	0	5	0	0	5	0	5	0	0	5	0	0	0	
	正規職員	5	0	0	5	0	5	0	0	5	0	5	0	0	5	0	0	0	
	非正規職員※	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	常勤職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	非常勤職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
役員・職員の兼務等特記事項																			

※ 非正規職員とは、正規職員(雇用期間の定めのない常勤職員)以外の者(例:臨時職員、パート、嘱託職員等)をいう。

5 財務状況

(単位:千円、%)

区 分		H23年度	H24年度	H25年度	増減率 (前年度比)	増減理由 (☆印を除き個々の項目で前年度から 10%以上の増減があった場合に記入)
【損益計算書】	事業収益	0	0	0	-	-
	事業原価	0	0	0	-	
	事業総利益(損失)	0	0	0	-	
	販売費及び一般管理費	180	31	31	0.0	
	内役員人件費(原価計上分含む)	0	0	0	-	
	内職員人件費(原価計上分含む)	0	0	0	-	
	内減価償却費(原価計上分含む)	0	0	0	-	
	事業利益(損失)	△ 180	△ 31	△ 31	0.0	
	事業外収益	90	89	9	△ 89.9	端数処理のため。実質は、約8%の増
	内受取利息配当金 ☆	90	89	9	△ 89.9	
	事業外費用	9	1	2	100.0	
	内支払利息割引料 ☆	0	0	0	-	
	経常利益(損失)	△ 99	57	△ 24	△ 142.1	
	特別利益	0	0	0	-	既分譲団地内に残る公社名義の非分譲資産を移 管したため。
特別損失	0	0	7	-		
当期利益(損失)	△ 99	57	△ 31	△ 154.4		
【貸借対照表】	資産	22,815	22,872	22,841	△ 0.1	
	流動資産	12,665	12,718	12,698	△ 0.2	
	内現金預金	12,665	12,718	12,698	△ 0.2	
	内事業未収金	0	0	0	-	
	内保有土地等	0	0	0	-	
	固定資産	10,150	10,154	10,143	△ 0.1	
	有形固定資産	0	0	0	-	
	無形固定資産	128	128	128	0.0	
	投資その他の資産	10,022	10,026	10,015	△ 0.1	
	負債	0	0	0	-	
	流動負債	0	0	0	-	
	内短期借入金	0	0	0	-	
	固定負債	0	0	0	-	
	内長期借入金	0	0	0	-	
資本	22,815	22,872	22,841	△ 0.1		
資本金	10,000	10,000	10,000	0.0		
準備金・剰余金	12,815	12,872	12,841	△ 0.2		
負債及び資本合計	22,815	22,872	22,841	△ 0.1		

【県の財政的関与】

(単位:千円、%)

区 分	H23年度	H24年度	H25年度	増減率 (前年度比)	増減理由 (個々の項目で前年度から10%以上の増減があった場合に記入)
負担金				0.0	
補助金				0.0	
委託料				0.0	
内指定管理委託料				0.0	
貸付額				0.0	
県支出金計	0	0	0	0.0	
貸付残高(期末)				0.0	
損失補償(債務保証)に係る債務負担残高(期末)				0.0	

【県の財政的関与の内訳】(H25年度)

(単位:千円)

区分	名称	金額	左記の内容
負担金	-		
補助金	-		
委託料	-		
貸付金	-		
損失補償	-		

【財務関係指標】

(単位:%)

区 分	H23年度	H24年度	H25年度	指標の内容
県財政支出依存度	0.0	0.0	0.0	県からの補助金等(補助金・負担金・委託金)÷事業収益×100
県受託事業の再委託度	—	—	—	県からの受託事業の外部委託費÷県からの受託事業費×100
人件費比率	0.0	0.0	0.0	人件費÷(事業原価+販売費及び一般管理費)×100
正味財産比率(会社法人及び公社以外)				正味財産÷(負債+正味財産)×100
自己資本比率(会社法人及び公社)	100.0	100.0	100.0	資本÷(負債+資本)×100
流動比率	0.0	0.0	0.0	(流動資産÷流動負債)×100
借入金依存率	0.0	0.0	0.0	(長期借入金+短期借入金)÷資産×100

6 法人の現状及び県出資法人改革プラン点検評価結果

法人の現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年度末を目標に、既分譲団地内に残る公社名義の非分譲資産の移管及び既分譲不動産の買戻特約登記の抹消など解散及び清算準備事務を行っている。</li> <li>既分譲住宅に係る瑕疵担保責任の履行についても、引き続き行っている。</li> </ul>
県出資法人改革プランに基づく最終点検評価結果 (平成22年度2次評価の総評)	平成17年度末に分譲事業から撤退したところであるが、既分譲住宅に係る瑕疵担保責任の履行、既分譲団地内に残る公社名義の非分譲資産の移管などの残務事務があることから、今後とも県民の信頼を損なわないよう、必要最小限の経費で適切に残務事務(少なくとも瑕疵担保責任の義務の履行が必要である平成27年度までは法人として存続)を行っていただきたい。
県出資法人経営評価指針に基づく25年度経営評価結果 (平成25年度2次評価)	○ 瑕疵担保責任の義務の履行が必要である27年度までに、既分譲団地内に残る公社名義の非分譲資産の移管などの残務事務の処理を完了するよう、引き続き計画的に進めていただきたい。

7 県出資法人経営評価指針に基づく今後の課題と取組実績

取組事項	今後取り組むべき課題	22年度からの取組実績
自主・自律性の向上	○組織体制の見直し (新公益法人制度への移行を含む)	(22年度)
	○役職員数及び給与制度の見直し	(23年度)
	○経営基盤の充実・強化	(22・23年度共通)
県の関与の適正化	○財政的関与の見直し	(22年度)
	○人的関与の見直し	(23年度)
積極的な開示等の	○法人情報の公開	(22・23年度共通)
	○認知度の向上	(22年度)
		(23年度)
		(22・23年度共通)

(注) 今後取り組むべき課題の欄におけるアンダーラインは、今年度に追加されたもの。

8 26年度評価

1次評価	法人による評価	平成28年1月に瑕疵担保責任の義務の期間が満了し、解散・清算開始できる状態になるため、これに合わせ、最小限の費用により、残務事業の整理にあたっている。 平成25年度は公社名義の団地内道路敷地について、2団地、8614.30㎡の移管を行った。
	法人所管課による評価	既分譲不動産の買戻特約登記の抹消について、効率的に進められるよう検討が必要と考える。
2次評価	経営評価専門委員会による評価	○ 1次評価にあるとおり、28年1月には、瑕疵担保責任の義務の履行が必要である期間が満了となることから、既分譲団地内に残る公社名義の非分譲資産の移管などの残務事務の処理を完了するよう努めていただきたい。

総括評価	○ 1次評価にあるとおり、28年1月には、瑕疵担保責任の義務の履行が必要である期間が満了となることから、既分譲団地内に残る公社名義の非分譲資産の移管などの残務事務の処理を完了するよう努めていただきたい。
------	---